

# 第26回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成17年2月10日(木)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

## 第26回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日 平成17年2月10日(木)  
 会場 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール  
 開会 午前 9時30分  
 閉会 午前11時25分

出席者

・ 会長

土井 喜美夫

・ 委員

松川 昭

阿部 純孝

武者 賢三

太田 実

神山 庄一郎

千葉 貞雄

渡邊 養一

小出 正夫

山下 壽郎

高橋 左文

藤本 忠夫

山下 三和子

生出 太一郎

橋浦 清元

三浦 總吉

阿部 仁州

大橋 邦雄

今井 多貴子

平塚 義兼

若山 憲彦

西條 一正

酒井 一郎

高橋 冠

佐藤 健児

佐藤 功

武山 吉夫

千葉 五郎

武山 松義

木村 富士男

渥美 義孝

遠藤 銀一

阿部 敏男

萬代 壽一

石垣 仁一

松田 孝志

・ 幹事長

若山 俊治

・ 副幹事長

佐藤 文志

本木 忠義

欠席者

・ 委員

齋藤 賢仁

事務局職員

木村 耕二

植松 博史

鈴木 文也

石川 文彦

木村 義則

多田 恭子

斎藤 峰好

阿部 浩樹

遠藤 正啓

佐々木 康夫

阿部 陽一

高橋 真

大塚 智也

菅原 由行

高橋 修司

高橋 晃

及川 武彦

佐々木 道幸

佐野 進

説明要員

大槻 英夫

今野 拓司

松川 敏明

阿部 元信

櫻田 公二

鈴木 成夫

坂下 武美

伊藤 公悦

植松 守

辺見 美枝子

## 議事日程

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 事

#### ( 1 ) 報告事項

報告第79号 石巻市長職務執行者の選任について

#### ( 2 ) 調整結果報告事項

##### 継続分

調整結果報告第14号 地域審議会の取扱い(協定項目6)について

##### 新規分

調整結果報告第20号 介護保険事業の取扱い(協定項目21)について(その2)

調整結果報告第21号 消防団の取扱い(協定項目22)について

調整結果報告第22号 納税関係事業の取扱い(協定項目25-5)について

調整結果報告第23号 交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)について(その2)

調整結果報告第24号 窓口業務の取扱い(協定項目25-8)について

調整結果報告第25号 保健事業の取扱い(協定項目25-9)について

調整結果報告第26号 病院・診療所の取扱い(協定項目25-10)について

調整結果報告第27号 高齢者福祉事業の取扱い(協定項目25-12)について(その2)

調整結果報告第28号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について

調整結果報告第29号 保育事業の取扱い(協定項目25-14)について

調整結果報告第30号 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)について

調整結果報告第31号 水産関係事業の取扱い(協定項目25-20)について

調整結果報告第32号 勤労者・消費者関連事業の取扱い(協定項目25-22)について

調整結果報告第33号 下水道事業の取扱い(協定項目25-25)について

調整結果報告第34号 文化振興事業の取扱い(協定項目25-28)について

調整結果報告第35号 社会教育事業の取扱い(協定項目25-30)について

調整結果報告第36号 社会福祉協議会の取扱い(協定項目25-31)について

調整結果報告第37号 防犯関係事業の取扱い(協定項目25-34)について

#### ( 3 ) その他

第27回 石巻地域合併協議会の日程について

平成17年2月24日(木) 午前9時30分～ 石巻ルネッサンス館

### 5 その他

### 6 閉 会

## 1. 開会

司会 開会に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日お配りいたしております第26回協議会会議資料、第25回協議会会議録と第25回協議会会議資料、協定項目に関する具体的調整結果総括表でございます。

定刻でございますので、ただいまから第26回石巻地域合併協議会を開会いたします。

会議でございますが、委員総数37名のうち欠席の報告がございましたのは1名でございます。従いまして、本日の会議には36名の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

## 2. 会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井石巻市長から御挨拶を申し上げます。

土井会長 どうもおはようございます。第26回石巻地域合併協議会を開催するにあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日の合併協議会は、当初スケジュールでは予定してはおりませんでした。前回の協議会は提出案件が多く、時間の関係で積み残しがありましたので、追加で開催をお願いしていただいたものでございます。委員の皆様にはいろいろと予定がある中、本日の協議会に出席をしていただき、誠にありがとうございました。

本日は前回に引き続き、合併時まで調整するとしている協定項目調整方針の細部の調整結果などを中心に御審議いただきますが、冒頭では前回の協議会で御報告申し上げておりました新市の職務執行者選任にかかる首長間での協議も整いましたので、その御報告もさせていただくことにしております。

4月1日の合併まで、残すところあと50日を切ったところでございますが、委員の皆様方には詰めの協議でもございますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

## 3. 会議録署名委員の指名

司会 次に、会議録署名委員の指名でございますが、指名は議長が行うこととなっておりますので、協議会規約第10条第2項の規定により、これからの進行を土井会長にお

願いたいします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第3の会議録署名委員の指名でございますが、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、お2人を指名させていただきます。

河北町の千葉貞雄委員、桃生町の高橋 冠委員を指名いたしますのでよろしく願いたいします。

#### 4. 議事

##### (1) 報告事項

- ・報告第79号 石巻市長職務執行者の選任について

土井議長 それでは次第4の議事に入らせていただきます。

はじめに(1)の報告事項でございますが、報告第79号 石巻市長職務執行者の選任についてを事務局から説明をさせます。

木村事務局長 それでは、第26回の協議会資料の1ページお開きいただきたいと思えます。

報告事項の第79号の石巻市長職務執行者の選任につきましては、2ページにしたためてございますように、前回の協議会におきまして会長より報告をいただき、委員の皆様方に承認をいただいたところでございますが、この協議書にしたためまして、今回提案させていただくものでございます。

2月1日付けで石巻市長職務執行者を雄勝町の山下壽郎町長とし、任期を平成17年4月1日から新市の市長選挙の執行日までとする旨、協議を1市6町の首長間で取り交わしましたので御報告するものでございます。

よろしく願いたいします。

土井議長 ただいま事務局長から説明がありましたが、新市の職務執行者を山下雄勝町長にお願いすることにつきましては、前回の協議会において、私の方から口頭で御報告させていただきましたが、1市6町の首長協議により正式に定めさせていただきましたので、皆様御了解をいただきますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それではここで、山下雄勝町長に一言御挨拶をお願いしたいと思います。

皆様、いかがでしょうか。

(「よろしく願います。」という声あり)

土井議長 それでは、願います。

山下(壽)委員 皆さん、おはようございます。

ただいま土井会長の方からお話がありましたとおり、去る1市6町の首長会議におきまして、新市の市長が誕生するまでの職務執行者ということで雄勝町の山下が指名されました。ただいま御報告のとおりでございます。なにせ大変重要な職務でございますので、私にとりまして本当に身の引き締まる思いでございます。4月1日から新市長が誕生するまでの間、職務の代理者ということで、私の使命は4月からということでございますが、なにせ大変期間もないようでございますので、それなりに私は職務について勉強して、4月1日から新市長が誕生するまでの間、スムーズにいろいろな点について努力をしてみたいと思っております。

どうぞ皆様方の今後ともよろしく御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。本当によろしく願います。

(拍手)

土井議長 ありがとうございます。

今後よろしく願います。

## (2) 調整結果報告事項

- ・調整結果報告第14号 地域審議会の取扱い(協定項目6)について

土井議長 それでは、次に、議事の(2)調整結果報告事項に移ります。

はじめに、前回の会議で継続とした調整結果報告第14号 地域審議会の取扱い(協定項目6)についてを議題といたします。

この案件につきましては、(仮称)地域まちづくり委員会条例(案)で、委員から現在の石巻市にも設置した方がよいのではとの意見があり、幹事会での再検討をお願いしたものでございます。従いまして、幹事会での検討結果について、事務局長から報告させます。

木村事務局長 それでは、私の方から。

前回の協議会におきまして、幹事会に指示がございました地域まちづくり委員会を現在の石巻市にも設置するか否かにつきまして、幹事会におきまして検討結果、御報告させていただきます。

まず、地域まちづくり委員会の設置については、合併協議を進めていく中で石巻市

を除く6町の住民の方々から合併すると市の区域が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなるのではないかと。中心部だけがよくなり、周辺部との格差が生じるのではないかと。あるいは市役所が遠くなり、地域の声が届きにくくなるのではないかと、という不安が出されましたことから、それらの不安を解消し、併せて地域の活性化を図りながら、住民と行政との共同してのまちづくりを推進する仕組みとして、その設置を検討してきたという経過がございます。その検討に際しまして、合併後の旧石巻市については、本庁が置かれることから市役所が遠くなるということに対する不安が少ないこと。また、石巻市では市民活動推進課という課を設置し、既にNPO支援センターなどとの連携により、地域自治活動の促進を図っているとのこと。これらのことから、設置の必要性はないと判断していたものでございます。これらの検討を踏まえ、協定項目の調整方針では石巻市を除く旧町単位にまちづくりの推進や提言を行い、まちづくり委員会を設置することとし、必要な条例(案)でございますが、これを合併時までには検討することとし、その調整方針(案)では合併協議会でも確認をいただいているところでございます。また、この確認を受けて、市民の方々に対しても、住民説明会などを通じまして、これまでに御説明した理由で、合併後の旧石巻市にはまちづくり委員会は設置しない旨を説明し、御理解をいただいているところでございます。

このような経過を踏まえ、再度石巻市にも意向を確認しながら幹事会で検討させていただきましたが、石巻市としては当初検討した時点と今も状況は大きく変わっており、改めて地域まちづくり委員会を設置するという意向は持っていないこと、地域まちづくり委員会を合併後の旧石巻市に設置しないということについては、住民説明会などを通じて市民には理解を得ていることなどから、合併後の旧石巻市への地域まちづくり委員会の設置は旧町単位に設置する同委員会の成果検証に加え、必要に応じて見直しを新市移行後検討するという結論に達したところでございます。

以上が、幹事会の検討結果でございます。よろしく御理解をいただきたいと思います。

土井議長 ただいま事務局長から報告がありましたが、内容については原案どおりということであります。

御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第20号 介護保険事業の取扱い(協定項目21)について(その2)

土井議長 次に、調整結果報告第20号 介護保険事業の取扱い(協定項目21)について(その2)を議題といたします。

保健福祉部会から説明をさせます。

阿部保健福祉専門部会長 それでは、協定項目21、介護保険事業の具体的調整結果について御報告させていただきます。

122ページから123ページをお開き願います。介護保険センターに関することにつきまして、右の欄の具体的内容を御覧いただきます。下線で示しております、地域型在宅介護支援センターの数及び委託料につきましては、合併時まで調整することといたしておりましたが、具体的調整結果につきましては、地域型在宅介護支援センターの設置数につきましては現行のとおりといたしまして調整いたしました。

地域型在宅介護支援センターの委託料につきましては、実態把握加算、介護予防プラン作成加算により算定することを基本といたしますが、1個所当り450万円を最低額として調整いたしております。なお、実態把握加算、介護予防プラン作成加算の算定につきましては、石巻市の基準に統一することと調整いたしております。基幹型在宅介護支援センターにつきましては、本庁所在地に1個所配置し、石巻市社会福祉協議会に委託する方向で検討することとし、調整いたしております。なお、基幹型在宅介護支援センターは直営を基本といたしますが、市内全域を担当いたします、各在宅介護支援センターの指導的役割を行うこととしておりますけれども、社会福祉法人にも委託を可能としておりまして、平成17年度策定予定の「介護保険事業計画」及び「老人保健福祉計画」の中で基幹型在宅介護支援センターのあり方について検討することといたしております。

よろしく御協議お願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第21号 消防団の取扱い(協定項目22)について

土井議長 次に、調整結果報告第21号 消防団の取扱い(協定項目22)についてを議題といたします。

総務部会から説明をさせます。

大槻総務専門部会長 御説明をさせていただきます。

協定項目22、126ページから127ページをお開きいただきます。調整方針(2)の消防団員の報酬、手当等については、合併時までに調整をするということについてでございますが、具体的調整結果につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐことといたしまして、団の統合に併せ統一をします。ただし、北上町の副班長及び団員の出勤報酬を年額報酬に改めまして、額については副班長を49,000円、団員を44,000円とするものでございます。

なお、団の統合につきましては、合併後3年以内を目途といたしまして、報酬額の改正については、北上町以外の各市町は消防団の統合時まで現行の報酬等とすることといたしております。これにつきましては、各市町の団長会議等において、いろいろと協議をさせていただいている経過がございます。

以上でございます。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第22号 納税関係事業の取扱い(協定項目25-5)について

土井議長 次に、調整結果報告第22号 納税関係事業の取扱い(協定項目25-5)についてを議題といたします。

財務部会から説明をさせます。

伊藤財務専門副部会長 それでは、調整結果報告第22号、資料につきましては129ページから131ページでございます。

まず、131ページを御覧願います。これまでの調整方針といたしまして、131ページの(3)のうち、指定金融機関、収納代理金融機関への口座振替手数料につきましては、

合併時に統一する方向で調整する、ということで協議会で確認されておりました。調整の具体的内容といたしましては、現在1市6町の口座振替手数料は表に示したとおりでありまして、日本郵政公社につきましては、1市6町がすべて1件10円となっております。一方、その他の金融機関につきましては、石巻市が1件7円50銭、雄勝町、牡鹿町が1件10円、河南町、桃生町、北上町が1件15円となっております。ただし、雄勝町では漁協の手数料が1件12円と、各市町異なった手数料が状況でございます。このようなことから、最終的な部会としての具体的な調整結果としまして、日本郵政公社につきましては1件10円、その他の金融機関につきましては口座振替手数料の低額な石巻市の例により1件7円50銭とする方向で金融機関と協議するとしたものでございます。

審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第23号 交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)について(その2)

土井議長 次に、調整結果報告第23号 交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)について(その2)を議題といたします。

企画部会と総務部会から説明をさせます。

今野企画専門部会長 それでは、御説明申し上げます。

この交通関係事業の取扱いにつきましては、昨年の11月に開催されました第23回合併協議会におきまして具体的調整を行いました結果を御報告申し上げまして、承認をいただいているところでございます。

代替策を検討することとなっておりますことから、再調整することとなったものでございます。

私の方から、調整方針の(1)バス・離島航路等の交通対策についての具体的調整結果について御説明させていただきます。調整方針につきましては変更ございませんが、下の表の右側の欄になりますけれども、調整の具体的内容のところから7行目のまた、以降でございますけれども、1月27日に開催されました第25回石巻地域合併協

議会の補助金、交付金の取扱いの中でも触れられましたが、雄勝町の育英会補助金の代替策として実施しようとするものであります。再調整の内容といたしましては、また、雄勝町が交付していた（財）藤野育英会補助金の代替措置として、平成17年度から雄勝町の高校通学バス運行補助事業を実施することとし、今後の事業のあり方については、新市における総合交通に係る基本計画の策定のなかで調整する、といたしております。

私の方からは、バス・離島航路等の交通対策について、再調整いたしました内容について御説明させていただきました。

交通安全対策につきましては、総務部会長の方から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

大槻総務専門部会長 それでは総務部会の方から交通安全に関することにつきまして御説明をさせていただきます。

資料136から139を御覧いただきたいと思います。まず、136ページの(1)交通安全対策会議についてでございますが、調整の具体的内容欄に記載のとおりでございます。委員構成につきましては、合併時までに調整をするというものにつきましては、まず構成を委員と特別委員に分けまして、委員は 国の関係地方行政機関の職員からの石巻地域広域行政事務組合消防長までの21名とするものでございます。なお、 県の警察の警察官2人につきましては、新市の警察署管内の石巻署と河北署の署長でございます。市職員の15人につきましては、本庁の部長及び各総合支所長でございます。次に、特別委員につきましては、JR石巻駅及び鹿又駅の駅長でございます。以上から委員総数は23人とするものでございます。

次に、(3)の交通安全指導員の退職報償金及び災害補償についてでございますが、調整の具体的内容欄に記載のとおり、合併時までに調整するというものにつきましては、具体的調整結果に記載してございますように、退職報償金につきましては、退職者数を勘案した場合、6町の例により宮城県町村会の宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業に加入した方が有利でありますことから、加入することとしたものでございます。

次に、災害補償でございますが、これにつきましては新市の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例によりまして対応することとしたものでございます。

次に、138ページでございますが、(4)の交通安全対策協議会についてございま

すが、調整の具体的内容欄に記載のとおり、委員構成につきましては、石巻市を基本といたしまして、概ね50人を委員数とし、合併時まで調整をする、という項目につきましてでございますが、記載のとおり名称につきましては、石巻市交通安全都市推進協議会とするものでございます。支部につきましては、1市6町の現行の協議会を基本に7支部を組織するものでございます。委員につきましては、概ね50人を委員数として合併時まで調整をするという調整方針でございますけれども、記載のとおり市長以下各種団体等の方々34人とするものでございます。顧問につきましては、新市の警察署管内の石巻警察署長及び河北警察署長とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第24号 窓口業務の取扱い(協定項目25-8)について

土井議長 次に、調整結果報告第24号 窓口業務の取扱い(協定項目25-8)についてを議題といたします。

生活環境部会から説明をさせます。

松川生活環境専門部会長 それでは、窓口業務の取扱い(協定項目25-8)に関する具体的調整結果について御説明申し上げますので、資料の142、143ページをお開き願います。

調整方針(1)の窓口の取扱い業務につきましては、住民サービスの低下を来たさないよう合併時まで調整するをいたしておりましたが、具体的調整結果といたしまして、窓口の取扱い業務につきましては、各市町の現行業務を継続して実施することといたしました。

また、調整方針(3)の窓口の開設時間につきましては、午前8時30分からを基本とし、合併時まで調整するをいたしておりましたが、具体的調整結果といたしまして、窓口の開設時間は、新市における一般職の職員の勤務時間と併せ午前8時30分から午後5時15分までとする、という調整結果といたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第25号 保健事業の取扱い(協定項目25-9)について

土井議長 次に、調整結果報告第25号 保健事業の取扱い(協定項目25-9)についてを議題といたします。

保健福祉部会から説明をさせます。

阿部保健福祉専門部会長 それでは、保健事業の取扱い、調整結果報告第25号について御説明させていただきます。

146ページから147ページをお開きください。まず1の母子保健についてでございますけれども、まとめまして、3～4か月児健診に関する事、次の1歳6か月児健診に関する事、次ページに記載されております3歳児健診に関する事、幼児歯科健康診査に関する事につきましては、健診会場及び回数、実施内容については、合併時まで調整するという事にいたしておりましたが、具体的調整結果につきましては、当面、現行のとおり実施することといたしまして、新市において統一に向け速やかに調整を図ることといたしております。

次に、母子保健連絡協議会に関する事につきましては、健康づくり推進協議会との整理統合を含め、合併時まで調整することといたしましたが、具体的調整結果につきましては、新市において設置する健康づくり推進協議会に統合することで調整いたしております。

次に、2の感染症対策のツベルクリン反応検査に関する事についてでございますが、166ページをお開きいただきます。参考資料といたしまして、結核予防法の一部改正抜粋を記載しております。内容といたしましては、定期健診の対象者、定期及び回数とツベルクリン予防接種の見直しについて記載されております。この改正に伴いまして、また148ページにお戻り願います。ここにありますツベルクリン反応検査に関する事でございますが、ツベルクリン反応検査には今申し上げましたように、結核予防法の一部を改正する法律によりまして、不必要な予防内服等の弊害を回避する等の理由からツベルクリン反応検査は行わないことになりましたことから削除する

ものとなったものでございます。

次に、150ページをお開き願います。BCGに関することですが、このことにつきましても結核予防法の一部改正により、接種対象者を生後3～48か月未満の者から生後直後～6か月未満の者と変更したものでございます。

次に、3の成人・高齢保健の基本健診に関することですが、対象者は40歳以上を基本に合併時まで調整するということですが、健診項目、実施時期、集団・個別・身体の不自由な者の実施方法及び自己負担金につきましては合併時まで調整するといいたしましたが、具体的調整結果につきましては、対象者は40歳以上といたしまして、健診項目、実施時期、集団・個別・身体の不自由な者の実施方法につきましては、委託先と協議をいたしまして、自己負担金は1,800円とすると調整をいたしました。

次に、152ページ、153ページをお開き願います。胃がん検診につきましては、具体的内容は、対象者は30歳以上とし、実施内容及び委託先は現行を基本に合併時まで調整するとしたところですが、具体的調整結果につきましては、委託先は、当面、現行どおりといたしまして、新市において速やかに調整すると。実施内容につきましては、委託先と協議すると調整いたしております。

次に、乳がん検診に関することにつきましては、対象者は30歳以上の女性といたしまして、検診の内容及び自己負担金については、合併時まで調整するといいたしておりましたが、154ページから155ページに記載いたしましたように、調整結果といたしましては、30～39歳は視触診のみ毎年実施、40歳以上は原則としてマンモグラフィ撮影と視触診併用を隔年実施し、実施方法・時期は委託先と協議するということが調整いたしました。自己負担金は30～39歳までは1,000円、40歳以上は2,000円といたしますということで調整いたしました。

次に、子宮がん検診に関することにつきましては、検診内容については合併時まで調整するとされたものでございますけれども、具体的調整方針といたしましては、平成17年～19年度までは毎年実施、平成20年度以降は隔年実施といたしまして、実施方法・時期は委託先と協議をするといいたしました。この件につきましては、本年度の子宮がん検診の指針によりまして、原則2年に1回の検診との通知がございました。しかし、まだ皆様方への周知が行き届いていないとの理由から平成17年度～19年度は毎年実施すると調整を行ったものでございます。

次に、156ページ、157ページ。大腸がん検診に関することにつきまして、対象者は40歳以上を基本といたしまして合併時まで調整する。また、検診内容につきましても合併時まで調整するといったしておりましたが、対象者は40歳以上といたしまして、実施方法・時期・内容は委託先と協議をするということで調整いたしました。

次に、結核・肺がん検診に関することにつきましては、対象者は結核検診が16歳及び19歳以上の者とし、肺がん検診が40歳以上の者とする。また、検診内容については現行を基本に合併時まで調整といったしておりましたが、具体的調整結果につきましては、改正後の結核予防法施行令第2条の2に合わせ、結核検診対象者を65歳以上の者といたしまして、検診内容については委託先と協議をすると調整いたしております。

次に、158ページ、159ページをお開き願います。前立腺がん・腹部超音波検診についてでございますが、前立腺がん検診につきましては、対象者は50歳以上の男性といたしまして、検診内容、委託先、及び自己負担金については合併時まで調整するといったしておりましたが、具体的調整結果につきましては、委託先は、当面、現行のとおりといたしまして新市において速やかに調整をする。検診内容については委託先と協議をする。自己負担金については800円とすることで調整いたしました。また、腹部超音波検診については合併後は実施しないことで調整をしております。

次に、骨粗しょう症検診に関することでございますけれども、具体的調整結果につきましては、節目検診として実施することとしまして、対象者は40、45、50、55、60歳の女性といたしまして、検診内容については委託先と協議を行いまして、自己負担金については1,000円にすることで調整をいたしました。

次に、160ページ、161ページをお開き願います。肝炎ウイルス検診に関することについてでございますが、検診内容につきまして合併時まで調整する。自己負担金につきましては、合併時まで調整するとしておりましたが、具体的調整結果については、自己負担金は1,000円といたし、ただし、C型のみ受診の場合は700円、B型のみ受診の場合は500円といたしまして、検診内容は委託先と協議することで調整いたしております

次に、162、163ページをお開き願います。4の地域保健の食生活改善推進員会支援に関することでございますが、その他推進員会に対する支援については、合併時まで調整するというところでしたが、具体的調整結果といたしましては、市と食

生活改善推進委員会が共催で実施する食生活改善普及事業の材料費等については、市が当該年度の予算の範囲内で負担することで調整いたしております。

次に、保健(健康)推進委員に關することでございますが、委員の任期は2年とし、会の名称・業務内容・補助金交付、委員の定数・報酬等については合併時まで調整するといったしておりましたところでございますが、具体的調整結果としては、石巻市保健推進員とすると。委員の取扱いについては、その職務内容等に相違があることから、当面、現行のとおりとし、平成19年度から制度を統一することで調整いたしております。

次に、健康づくり推進協議会に關することでございますが、母子保健連絡協議会との整理統合を含め、合併時まで調整するということについてでございますけれども、新市において、母子保健連絡協議会と統合し、一つの健康づくり推進協議会を設置することで調整いたしております。

次に、164、165ページでございますが、献血に關することについてでございますが、献血協力者に対する記念品等につきましては、合併時まで調整することといたしておりましたけれども、具体的調整結果については、献血推進協議会に対し、献血協力者に対する記念品について、補助金を交付することで調整いたしております。

次に、5の医療対策の救急医療費施設運営費負担金に關することでございますが、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本といたしますが、「一部事務組合等の取扱い」の調整方針を踏まえて調整することといたしておりましたが、具体的調整結果につきましては、「一部事務組合等の取扱い」における「河南町矢本町国民健康保険病院組合については、新市においても加入することとする」という調整方針を踏まえまして、現行のとおり新市に引き継ぐことといたしております。

よろしく御協議お願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありました。御質疑ございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 146ページ、母子保健、3～4か月児健診に關すること、この3～4か月児となっておりますけれども、河北町は2か月からはじまっているんですね。子どもさんのこういう検診というものは、より念には念を入れてやった方がいいんじゃないのかと私は思うので、1か月という、このずれ、大変重要にも受け取れるんでありま

すけれど、1か月遅れというものはなんら影響ないんですかね。これはやはり、2か月からやるべきじゃないのかと。河北町がそうやってますのでね。この辺の1か月遅らせても大丈夫だという、そういうものへの説明とか、分かるように、伺っておきます。

辺見保健分科会員 ここに、協議のほかに医療券の交付というのがありまして、乳児期に2回の医療券の交付があるんですね。それで2か月のところと8か月のところで、妊娠の届けを出した時に、妊婦の医療券、前期、後期と今の2か月、8か月というあたりで医療券交付が4本入っているんです。乳児期については、もう一度繰り返しますけど2か月と8か月が入っているということで、一応子どもの発達のところ、首がすわるというあたりのところを確認するということがすごく大事だと思っておりますので、私どもとしましては、3か月から4か月というところで、だいたいもっていったほうがいいんじゃないかって話で、節目が見れるという思いで分科会では3～4か月というところにまとまったところでございます。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私たちはという判断の中で3～4か月でいいんじゃないかと、そうしたという話でありますけれども、私たちというのは素人さんじゃないのかなと思うので、こういうものは本当に医学的というか、そういうものからの検討した中で私は取り組まれるべきじゃないのかと思うので、その辺はどういうような、医学的な方からですよ、されたのか。

阿部保健福祉専門部会長 医学的というか、保健師の立場から判断いたしました。

土井議長 保健師さんの立場から判断したということですか。

阿部保健福祉専門部会長 はい。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 私は、子どもの病気というのは、ものすごく細心の注意をはらってやるべきだと思っているんですよ。私も6か月で長男を亡くしているので余計ね。ですから、かえって1か月早くこういう検診を受けてやった方が、たいしたことがなくして見つかるということもあるんじゃないのかと思うので聞いているんですよ。保健婦さんたちは3か月でもいいんだと言うかもしれませんが、私は河北町が2か月からや

っているということもあるので、1か月早めた方がより完全なる早期発見とか、そういうものをやれるんじゃないかとも思うので、私は2か月からいいんじゃないかと、こういう意味でただしているんです。

阿部保健福祉専門部会長 はい、分かりました。

当面、現行どおりで3～4か月にいたしますけれども、統一というところでもう一度検討させていただきたいと思いますが。

土井議長 新市において統一をするということですか。

阿部保健福祉専門部会長 はい。

土井議長 それでよろしいですか。

三浦委員 はい。

(西條委員 挙手)

土井議長 はい、西條委員。

西條委員 150ページですけれども、先日の桃生町議会の特別委員会の中で成人・高齢者に対する基本健診に関することですけれども、桃生町で30歳以上の方を対象にやってきたんですけれども、今度調整の結果40歳以上となっているんですけれども、働き盛りの人たちに対する保健といいますか、そのような健診が後退したのではないかという議員からの話がございました。なぜ30歳が40歳以上になったのか、その辺のところお聞きしておきたいなと思います。

(阿部保健福祉専門部会長と辺見分科会員協議)

土井議長 ちょっと時間かかりますか。

もうちょっと時間をいただいて説明させてもらいますから。

今の西條委員の質問に対して、ちょっと今事務局の方で時間をいただいて検討いたしますから、この部分は除いて先に進ませていただいてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 そのほかにございませんか。質問。

(小出委員 挙手)

土井議長 はい、小出委員。

小出委員 158ページ、腹部超音波検診についてですが、実は、先日12月21日でしたけれども、河北町で検診結果に有所見者ということで、その説明会が200人ほどを対象に行われたんですが、宮城県予防医学協会臨床検査部の参事村上先生という方と、社

会保険病院医師寺沢先生という方が来られまして、その説明をいただいたわけですが、この超音波検診は、レントゲンでは撮れない分野を、しかも本当の初期が発見できる最先端技術だということで、合併しても今後ぜひ続けていくように、皆さんの方がいいですよというアドバイスをいただきました。それで、今ここで調整結果で廃止に決まったようですが、早いうちにこれを復活させていただくことを要望としてお願いいたします。

土井議長 分かりました。

今の小出委員の要望を事務局の方、留めててください。

それでよろしいですね。

そのほかございませんか。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 この中で、子どもの予防注射と一緒に、石巻市が集団検診と個別検診に分かれております、内容によりまして。郡部の方はほとんど集団検診になっております。個別検診で、石巻市の方はこれは個別というくらいですから、自分のかかりつけのお医者さんの方に行って個別に検診を受けるという意味に私はとっているんですが、まずその辺のこと、間違いないか。

それとお金の方は市の方に請求来る、自己負担金だけは払って、そのようなのが個別検診だと思っているんですが、この理解で間違いないでしょうか。

阿部保健福祉専門部会長 そのとおりです。

藤本委員 それで、結局今郡部の方も、うちの方でも一緒ですが、昔で言うと、うちの方だと硯の職人さん、あと農家でいいますと専門農家の方とかで、家にずっといて集団検診の日に行けるという人が、今ほとんどまれになってきて、農家の方も兼業なってますし、それで結局普通の日にやりますので、必ず休まなくちゃいけないということになります、集団検診のときに。例えば、サラリーマンで、個別ですと、例えば検診ありますので1時間だけ時間くれて予約入れてて、1時間だけで済むということもあります。ですんで、合併後にどちらかを選べるか、集団か個別かですね。子どもでは医師会の壁ありまして、多分そのままだと思いますけども、このしょうがなくて個別で小児科に行って、1万何千円かの自腹をきって予防注射しているお母さん方もおられます。現実におられます。これもそれと同じような格好になってしまうのか。

それとも、選択の中で、旧郡部の人間でも個別検診で負担金は同じで受けられるのか、その辺のところを確認したいと思います。

阿部保健福祉専門部会長 原則は集団検診ということで考えておりまして、個別検診は自己負担になる。だから、申し訳ないですけども、指定された日にちで、できるだけ受診して検診していただきたいという考えであります。

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 今、耳調子悪いんでほとんど今の聞こえてないんだけど、ニュアンス的にそのままですね。旧郡部は集団検診で今までのとおり。旧市部の方は今までのとおりということだと思います。やっぱりこれも医師会との関係が、例えば出てくるのか、できないのか。本当言うと同じ市になるわけですから、同じ方法で受けれるように検討していただきたい。本当に集団検診だとこの日ですので、休めるという保障もありませんし、でないと1年後になりますので、なんとかできるようにやっていただけないかなと。

阿部保健福祉専門部会長 医師会と調整をいたしまして、できるだけそういう方向でいきたいとは考えておりますけれども、現状としては集団検診ということで調整はいたしております。

土井議長 要望事項ということでよろしいですか。今の、原則に対して。

藤本委員 要望というか、同じサービスを受けさせてくれということ。

土井議長 調整方針はそれでいいけれども、将来早くお願いしたいということですね。

それはそれでよろしいですね。

そのほかございますか。

先程の件は。

阿部保健福祉専門部会長 先程の件、40歳以上ということですが、これは生活習慣病等での指針で、ある程度年齢が定められておりまして、こちらとしては対象者は40歳以上ということで、合併時までには調整するというで40歳以上といたしたものでございます。

(西條委員 挙手)

土井議長 はい、西條委員。

西條委員 今生活習慣病、小学生からそのような状況になっているということでございまして、そのようなことから、成人の保健事業を後退したというようなイメージ

を受けないように、年齢層をやはり30歳からできないものかなということで、これは要望ですけども、ただ単に成人病ということだけでやりますと、今既に小学校からそういう状況なんです。ですから、検診についてはきめ細かく市民の方が等しく恩恵にあたいされるように、一つ検討を要望としてお願いしておきたいと思います。

土井議長 分かりました。

では、そのことも要望事項として加えさせていただきます。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 土井議長が要望と言われましたので。

私は、自分の体は大人になったら自分で守るとというのが大変大切なことだと思うんです。なので、新市になったなら新しいまち、大きいまち、立派なまちですから自分の体は自分で守ろうという呼びかけをしていただければなと、これ要望。

土井議長 はい、分かりました。

そのほか、何かございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第26号 病院・診療所の取扱い(協定項目25 - 10)について

土井議長 次に、調整結果報告第26号 病院・診療所の取扱い(協定項目25 - 10)についてを議題といたします。

病院部会から説明をさせます。

鈴木病院専門部会長 それでは、病院専門部会から病院・診療所の取扱い(協定項目25 - 10)について御説明いたします。

資料の168、169ページを御覧願います。

調整方針といたしましては、病院運営審議会については、一つの審議会とし、合併時まで調整するとしてありましたが、具体的な調整結果につきましては、市長の諮問に応じ、石巻市病院事業の健全経営に係る基本的事項について審議するため、石巻市病院運営審議会を設置する。委員の定数は、15人以内、任期は2年とする、として調整いたしました。なお、委員の選任につきましては、各町からまんべんなく選ぶと

ともに、関係団体、利用者団体代表からの推薦によるものと考えております。それから、調整方針(3)使用料及び手数料につきましては、前回の協議会の中で使用料・手数料の一括説明の中で御説明し御承認いただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

- ・調整結果報告第27号 高齢者福祉事業の取扱い(協定項目25 - 12)について(その2)

土井議長 次に、調整結果報告第27号 高齢者福祉事業の取扱い(協定項目25 - 12)について(その2)を議題といたします。

保健福祉部会から説明をさせます。

阿部保健福祉専門部会長 それでは説明させていただきます。

174ページから175ページをお開き願います。

長寿社会対策基金に関することについてでございますけれども、基金については、合併時に持ち寄り、一本化することとし、充当事業については、合併時まで調整する、という調整方針の具体的調整結果につきましては、充当事業は、在宅福祉事業、在宅医療事業、高齢者生きがい対策事業、健康対策事業を基本といたします。北上町におきまして特別養護老人ホーム建設目的での積み立て分は除く、ということで調整いたしております。

次に、デイサービス事業に関することの直営・委託事業の詳細でございますが、概ね65歳以上で自立者及び要介護認定の要支援となった者の方に給食サービスを受けられるといたしまして調整いたしております。給食サービスを利用する65歳以上の方には、1食650円の食事なのでございますが、助成額としては300円、自己負担は350円ということで給食サービスを受けられることで調整いたしております。

次に176、177ページでございますが、デイサービス事業に関することの支援事業の詳細でございますが、ミニデイサービス支援及び地域活動促進助成金につきましては、

1人当たり1,180円とすることで調整いたしました。このミニデイサービスの基準といたしましては、65歳以上の虚弱及び一人暮らしの高齢者に対しまして、概ね週1回のデイサービスを行うものでございまして、実施場所については、公民館、集会所、宅老所等々の場所で行う。利用人数は概ね10人以下といたしております。

次に、老人クラブの助成に関することですが、補助金の算定基準につきましては統一することといたしまして、詳細は合併時までには調整するとしておりましたが、具体的調整結果といたしましては、連合会助成については、前年度の合計額を基本といたします。単位クラブ助成については、35名以上の老人クラブは5万円、35名未満の老人クラブは3万4,000円と調整いたしております。

よろしく御協議お願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(千葉(貞)委員 挙手)

土井議長 はい、千葉(貞)委員。

千葉(貞)委員 単位クラブの助成に関してお伺いいたします。

現在、石巻市1市6町でクラブの数が217クラブと伺っておりますけれども、その中で会員数100人を越える単位クラブというのはどの程度ありますか。お伺いいたします。

阿部保健福祉専門部会長 申し訳ございません、100人以上を超えるクラブというものはちょっと把握しておりません。だいたい多くても50名程度ということで認識はしておりますが。

(千葉(貞)委員 挙手)

土井議長 はい、千葉(貞)委員。

千葉(貞)委員 実は、平成16年度で河北町において154名の単位クラブと、それから138名を有するクラブがございます。この調整方針を見ますと、35名以上5万円、それから35名未満が3万4,000円ということでございますけれども、例えば40名でも5万円の支援だと、このように150名を有する会も5万円ということは公平を欠くのではないかと、不公平ではないかと思うわけでございます。

そこで、この欄にぜひ100名以上というクラスを設けていただいて、支援していただければと思います。かなり大世帯でございまして、非常に活発な行事をしているクラブがございます。ぜひ、その辺を加味して御支援をいただきたいと思っております。

土井議長 今の千葉（貞）委員の意見を、どうですか皆さん、意見を取り入れて1項目具体的に付け加えるということでしょうか。

（「了解」という声あり）

土井議長 それでは、そういうことでいいですか、事務局。再調整ということによろしいですね。

阿部保健福祉専門部会長 はい。

土井議長 そのほか、何かございませんか。

（「なし」という声あり）

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

土井議長 それでは今の項目を入れて、調整結果報告第27号につきましては、御異議なしということで、承認することになりました。

・調整結果報告第28号 社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目25 - 13）について

土井議長 次に、調整結果報告第28号 社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目25 - 13）についてを議題といたします。

保健福祉部会から説明をさせます。

阿部保健福祉専門部会長 それでは、社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目25 - 13）について御説明させていただきます。

180ページから181ページでございます。

災害見舞金に関する事、市町の単独事業は合併時まで調整するという事で調整いたしておりましたが、支給額は次のとおりといたしました。弔慰金としては1世帯につき20万円、負傷見舞金、2か月以上の療養で4万円、1か月以上の療養については1万円、損害見舞金（自家）、全焼（全壊）世帯が10万円、半焼（半壊）世帯が5万円、小損世帯が1万円、損害見舞金（賃貸）といたしまして全焼（全壊）世帯が3万円、半焼（半壊）世帯が2万円、小損世帯が1万円ということで調整いたしております。

次に、日本赤十字社に関する事でございます。協賛委員会について合併時まで調整するをいたしておりましたが、具体的調整結果といたしましては、新市における協賛委員会の委員数については、石巻市を10地区、各町をそれぞれ1地区といたしまして、それに社会福祉協議会長、社会福祉事務所長及び学識経験者など5名を

加えて21名ということで調整いたしております。

よろしくお願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第29号 保育事業の取扱い(協定項目25 - 14)について

土井議長 次に、調整結果報告第29号 保育事業の取扱い(協定項目25 - 14)についてを議題といたします。

保健福祉部会から説明をさせます。

阿部保健福祉専門部会長 それでは、保育事業の取扱い(協定項目25 - 14)について御説明させていただきます。

186ページから187ページをお開き願います。

保育所の運営に関することでございますが、通常保育時間は、1日8時間を原則として、地域の実情、保護者の労働時間等を考慮いたしまして、合併後統一することとし、統一する時期については合併時までに調整する、ということにいたしておりました具体的調整結果でございますが、通常保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までといたします。ただし、地域の実情等に応じまして、午前7時30分から午後6時30分までを通常保育時間とすることができるもの、としております。なお、統一する時期は、平成17年度からいたします。延長保育は、午後6時30分から午後7時までといたしますということで調整いたしました。

次に、保育料に関することでございます。188ページ、189ページお開き願います。保育料についての保育料の算定期、納付方法、減免等については、合併時までに調整するということでございますが、具体的調整結果としては、保育料算定期は、石巻市の例を基本といたしまして合併時に統一することといたしました。納付方法は、現行のとおりといたします。なお、桃生町が実施しております保育料等の減免等は、現行のとおりといたしまして、平成18年度の保育料改定にあわせて、見直しを図る、ということで調整をいたしております。

よろしくお願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありました、御質疑ございませんか。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 調整結果で、通常の保育時間は8時間、今そこに雄勝町長の山下(壽)委員がおられますけれども、議会の中でこの8時間の保育時間が基本、延長は別ですので、8時間といいますと、雄勝町の保育所の隣りに給食センターがあります。例えば給食センターで働いておられて、子どもさんがいる方が隣りの保育所に預けます。そうすると、給食センターでも8時間、保育所も8時間、ところが8時30分からはじまって5時30分なんですね、お母さんの方が。これは何かというと、間に休憩時間が1時間入ってしまって実質的に9時間なる。ところが保育所というのは8時間という8時間なんで、昼寝の時間まで全部8時間ですのでここで1時間のずれがでてくるんですよ。なんか、これがいつも不思議に思うわけです。それは実情で延長するというので何も問題はないんですが、この8時間というのがすごくいつも苦になる。現実にも、2人通わせてますので、現役ですので思うのかもしれませんが、妙ななんか役所だなというような感じがするわけです。

それで今保育時間に関して、桃生町かどこかが長いところもありますし短いところもあるんですが、地域の実情ということは各町でアンケートか何かとるのかどうか。結局、同じ市になりましてあっちでは夜の6時、6時30分まで大丈夫ですよと。こっちでは最大でも5時30分までですよとばらつきがありますので、親御さんの方にアンケートをとるのかどうか、まずその辺のところを聞いて、それに対応するのかどうかと。たぶん、今とほとんど変わらないとは思いますが、とりあえずばらつきありますので皆さんの御意見を聞くのも1つの案ではないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

阿部保健福祉専門部会長 原則が保育の時間が午前8時30分から午後4時30分までとしておりますが、地域の実情それから保護者の就労状況等を勘案しまして午後6時30分から7時まで。それでこれは保育所長の権限で状況に応じまして、保育所長が定めることになっておりますので、その点は保育の時間の延長は可能と認識しております。

それから、アンケートというのは新市になりまして各保育所がそういう皆様の御要望に応えるためにとりたいと考えております。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 新市において、本当いうと4月1日からはじまりますので旧町の方でやる方が本当なのではないかなと。それで、今やっぱり基本は8時30分から4時30分と言われて、もし自分が奥さんいなくて小さい子どもがいて父子家庭だと思って考えてみてください。なんか、5時15分まで勤務時間ですのでこの45分という微妙な時間が、なんか民間からするとすごく引かかるんです。片方8時間といいますが、8時間は8時間なんです、なんか民間の人間からすると引かかるこの8時間という言葉なんです。それは結構ですけども、本当いうと今の町でやって4月1日からの対応、つまり人員の配置等もありますのでやるべきではないかなという気は私はします。やるやらないはそちらの行政側ですけども、本当いうと住民サービスのことを考えたら旧市町単位でアンケートをとって、それで人員の配置とかに反映させるべきではないかなと思います。

一応、要望ということをお願いします。

土井議長 よろしいですね。

阿部保健福祉専門部会長 はい。

土井議長 そのほか、何かございませんか。

( 「なし」という声あり )

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

( 「異議なし」という声あり )

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第30号 農林関係事業の取扱い(協定項目25 - 19)について

土井議長 次に、調整結果報告第30号 農林関係事業の取扱い(協定項目25 - 19)についてを議題といたします。

産業部会から説明をさせます。

植松産業専門部会長 それでは、私の方から農林関係事業の取扱い(協定項目25 - 19)に関します具体的調整結果について御説明申し上げますので、192ページから193ページをおめくり願います。

はじめに、農業制度資金の利子補給事業についてであります、農業経営基盤強化資金や近代化資金を借り受けた農業者の金利負担の軽減を図るため、これまで実施し

ておりました農業経営基盤強化資金利子助成事業などの各種制度資金につきましては、実施市町の例により、それぞれの助成事業ごとに合併時に統一する、ということにいたしました。

また、台風等の被害により農業関連施設の災害復旧を図るために必要な資金に対します災害資金の利子補給事業につきましては、石巻市の例により合併時に統一することとし、今後新たな災害等が発生いたしました場合には、必要に応じ新たな助成制度を検討する、ということにいたしました。

次に、生産性の高い優良乳用牛の確保や商品性の高い肉用牛の生産拡大の推進を図るための酪農・肉用牛生産近代化計画につきましては、河北町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町の計画内容等をすべて継承し、合併時に統一することとし、10か年計画の5年度目にあたります平成17年度中に改めて当該計画内容について見直しを行う、ということにいたしました。また、自給飼料増産の効果的な増進を図るための飼料増産推進計画につきましても、河北町、河南町、桃生町、北上町の計画内容をすべて継承し合併時に統一することとし、当該計画内容につきましても、平成17年度中に見直しを行うことといたしました。

194ページから195ページをおめくり願います。

次に、合併時までには調整することといたしておりました、堆肥センターの管理、運営につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、ということにいたしました。

次に、家畜導入貸付事業でございますが、はじめに合併時に統一し、貸付基金は合併時に持ち寄る、ことといたしておりました高齢者等肉用牛導入貸付事業につきましては、河北町、河南町、桃生町、北上町の例により統一する、ことといたしました。次に、その他の家畜導入事業でございますが、合併時に統一のうえ新市において実施するものといたしておりました河北町優良家畜導入資金貸付事業と北上町家畜導入事業につきましては、河北町の例を基本とし合併時に統一する、ことといたしました。その内容でございますが、融資率は導入資金の90%以内とし、貸付基金につきましては、乳用牛、肉用牛が100万円、豚が30万円、素蓄は100万円を限度とし、対象家畜につきましては、乳用牛が生後6か月以上3歳未満のホルスタイン種雌牛、肉用牛は生後6か月以上3歳未満の黒毛和種雌牛、豚が生後60日以上の子豚登記証明書を有するもの、素蓄が黒毛和種で生後6か月以上の肉用育成牛といたしました。また、貸付頭数はすべて2頭を限度とし、貸付利率は無利子で、償還期間は5年以内とし、2年据

え置きが可能な取扱いといたしております。また、基金の総額は7,000万円でございます。

続いて196ページから197ページをお開き願います。

次に、附属機関等についてでございますが、はじめに、それぞれ合併時に組織を統合する、ことといたしておりました経営・生産対策推進会議や農業経営改善計画認定会議等の義務的設置によります附属機関等につきましては、実施市町の例により、各組織をそれぞれ合併時に統合する、ことといたしました。次に、その他の附属機関等でございますが、必要性を検討し、合併時まで調整する、といたしておりました農政対策協議会等につきましては、農政に関する審議・調査を行う諮問機関といたしまして「石巻市農政対策審議会」を新市において新たに設置し、また、事業実施機関といたしまして「石巻市農業振興協議会」を新市において設置し、地域に下部組織を置く、ことといたしました。また、石巻市農政対策審議会の概要でございますが、委員数は20人以内とし、委員の構成は、農業関係団体の役員、農業委員、農業を営む者、学識経験を有する者とし、任期は2年といたしております。

以上が農林関係事業の取扱いに関する具体的調整結果でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第31号 水産関係事業の取扱い(協定項目25 - 20)について

土井議長 次に、調整結果報告第31号 水産関係事業の取扱い(協定項目25 - 20)についてを議題といたします。

産業部会から説明をさせます。

植松産業専門部会長 それでは、引き続きまして水産関係事業の取扱い(協定項目25 - 20)に関します具体的調整結果について御説明いたしますので、202ページから203ページおめくり願います。

はじめに、合併時まで各団体との協議により、調整する、ことといたしておりました、各種水産関係協議会等の平成17年度の負担金でございますが、基本的には平成

16年度と同額の負担金で各団体とは協議が整っております。宮城県沿岸漁業振興促進協議会につきましては、合併により1市町当たりの負担金である4万5,000円、捕鯨を守る全国自治体連絡協議会は、捕鯨基地であります牡鹿町の負担金の4万円、水産都市協議会は8,000円、石巻市水産振興協議会は45万円、万石浦漁場整備開発促進協議会は1万円、奉納乾海苔品評会は1万円、漁船誘致及び原魚等確保推進委員会700万円につきましては平成16年度と同額の負担金といたしております。なお、石巻地区海の記念日実行委員会につきましては、石巻市建設部港湾対策室の取扱いに一元化いたしており、また宮城県船舶職員養成協議会につきましては、顧問として参加いたしますことから負担金は伴わない取扱いとなります。

次に、合併時に統一する、ことといたしておりました漁港占有に関することにつきましては、漁港施設の利用者の申請に対する占有の許可並びに使用占有料の徴収につきましては、新市の漁港管理条例及び施行規則に基づきまして、本庁と各総合支所で当該事務を取扱うことといたします。

次に、新市においても引き続き実施することとし、事業内容については、合併時までに調整することといたしておりましたさけふ化放流事業につきましては、現行のとおり事業内容として、施設の管理につきましては、新市で行うことといたします。

204ページから205ページをお開き願います。

次に、合併時までに調整する、ことといたしておりましたアワビ稚貝放流事業等の増・養殖及び種苗放流事業補助金につきましては、各事業の交付基準の整合性を図り、合併後5年以内に段階的に調整する、ということといたしました。ただし、北上町の稚ウニ購入放流事業補助金につきましては、平成15年度以降の実績がございませんので廃止する、ことといたしました。

以上が水産関係事業の取扱いに関する具体的調整結果でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がりましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第32号 勤労者・消費者関連事業の取扱い(協定項目25 - 22)について

土井議長 次に、調整結果報告第32号 勤労者・消費者関連事業の取扱い(協定項目25 - 22) についてを議題といたします。

産業部会から説明をさせます。

植松産業専門部会長 勤労者・消費者関連事業の取扱い(協定項目25 - 22) に関する具体的調整結果について御説明いたしますので、208ページから209ページをおめくり願います。

石巻市にある消費生活相談室を、拠点といたしまして一元化し、各町につきましては定期的に巡回相談を行います。相談員数、実施回数等については、現在の相談件数等を参考に合併時まで調整する、ことといたしておりました消費生活相談事業の具体的調整結果でございますが、相談員数は、現在の石巻市の相談員2名と河南町、桃生町の相談員それぞれ1名を新市においても継続雇用いたしまして、4名体制といたします。はじめに、本庁の相談室の勤務体制等につきましては、勤務日数は週3日勤務といたし、勤務体制は、相談室には4名の相談員のうち常時2名の相談員が勤務する体制といたしますが、火曜日と金曜日は3名の勤務体制とし、そのうちの1名がローテーションにより各総合支所において巡回相談を行うということにいたしました。また、勤務時間は、午前10時から午後4時までの1日5時間で、週15時間といたします。なお、相談時間は勤務時間と同じ時間帯でございます。次に、各総合支所の巡回相談でございますが、勤務体制は先程申しました1名の相談員がローテーションで、火曜日と金曜日に巡回相談を行い、巡回場所といたしましては河北、雄勝、河南、桃生、北上、牡鹿の各総合支所順に巡回する、ことといたしました。相談時間につきましては、移動時間等を考慮いたしまして午前11時から午後3時までといたしました。なお、各総合支所の巡回相談につきましては3週間に1回の相談回数、巡回相談となると考えております。

以上が勤労者・消費者関連事業の取扱いに関します具体的調整結果でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第33号 下水道事業の取扱い(協定項目25 - 25)について

土井議長 次に、調整結果報告第33号 下水道事業の取扱い(協定項目25 - 25)についてを議題といたします。

建設部会から説明をさせます。

櫻田建設専門部会長 下水道事業の取扱い(協定項目25 - 25)に関する具体的調整結果について御報告いたします。

はじめに212ページ、213ページについて御説明いたします。

調整方針(2)下水道使用料に関することについてですが、徴収業務については上水道の料金徴収とあわせて行うよう合併時まで調整する、としており、石巻地方広域水道企業団と調整した結果、合併時に同時徴収することといたしました。

次に214ページ、215ページでございますが、調整方針の(4)普及促進対策に係る助成制度については、調整の具体的内容は、既存の制度は再編し、合併時に新たな制度として創設するとしており、(1)公費による私道の整備対策の具体的調整結果について、幅員規定をなくし、下水道管の設置が支障なく施工できる私道であるとした、石巻市の例により統一することとし、水洗化の普及促進を図ることといたしました。

次に216ページ、217ページ、(2)融資斡旋及び利子補給制度についてであります。水洗便所等の改造資金の融資限度額は、1市5町60万円から100万円までと相違があり、調整した結果、合併後の行政サービスの低下を招かないようにするために、1戸につき100万円以内の融資額とし、償還回数は現行の最大60回とし、合併時において、217ページの右側の表のとおり調整結果といたしました。また、(3)生活扶助世帯への補助制度につきましては、石巻市の例により統一することとし、農業及び漁業集落排水事業区域、北上町の浄化槽市町村整備推進事業も対象とすることに調整いたしました。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議お願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第34号 文化振興事業の取扱い(協定項目25 - 28)について

土井議長 次に、調整結果報告第34号 文化振興事業の取扱い(協定項目25 - 28)についてを議題といたします。

教育部会から説明をさせます。

坂下教育専門部会長 それでは、文化振興事業の取扱いに関する調整項目中、合併時まで調整することとしておりました文化財保護事業について、その調整結果を申し上げます。

資料の220、221ページ御覧いただきたいと思います。

このことに係る調整方針につきましては、221ページの調整の具体的内容欄に記載してあります内容により、先の協議会において御承認をいただいたところでございます。そのうちの、合併時まで調整する、としておりました文化財に識見を有する者としての、文化財保護委員の選出に係る調整結果について申し上げます。

調整結果を申し上げる前に、同欄中程に記載してありますが、字句の訂正について申し上げます。調整方針の文言にあります、文化財保護審議会ではありますが、条例上の名称は文化財保護委員が正しい名称でありますので、その旨、訂正をお願いいたします。

それでは、調整結果について申し上げます。同じ欄の具体的調整結果、これを御覧願います。文化財保護委員の選出であります。合併ということを考えた場合、各地域の文化財に精通ということでの地区選出要件が当面外せないこと。しかし、地区選出のみでは各種専門分野の委員の確保が困難になることも想定されるため、その選出内訳を各市町選出として、現市町より各1名選出の計7名、さらに分野構成勘案選出として5名以内、合計で12名以内としようとするものでございます。分野構成勘案選出につきましては、文化財保護という観点から歴史、建築、考古、民族、地質、言語等の各専門分野からの選出者を確保することを基本とし、専門分野としての知識を有する者が、市町いわゆる地区選出分で確保の場合は、その分を減員、減らそうとするものでございます。そのことから、5名以内、12名以内という表現としようとするものでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第35号 社会教育事業の取扱い(協定項目25 - 30)について

土井議長 次に、調整結果報告第35号 社会教育事業の取扱い(協定項目25 - 30)についてを議題といたします。

教育部会から説明をさせます。

坂下教育専門部会長 それでは、社会教育事業の取扱いに関する調整項目中、合併時まで調整することとしておりました、社会教育関係事業に関することに係る2項目について、その調整結果を申し上げます。

224、225ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、(1)の社会教育委員についてであります。225ページの調整の具体的内容において、その調整方針を、現市町より1名以上の選出で概ね20名以内とし、合併時までに調整する、として先の協議会において御承認をいただいていたところでございます。その調整結果について申し上げます。同じ欄の具体的調整結果を御覧願います。社会教育委員の選出であります。その選出内訳を校長会選出として、小学校・中学校より各1名の計2名、各市町選出として各地区2名の基本割りに人口割り分を加算調整し石巻市4名、各町2名の計16名、合計で18名としようとするものでございます。調整結果としての18名にいたる算出過程におきましては、調整方針にあります、概ね20名以内、この数値を委員総数算出基準数と仮定をいたしまして、地区選出基本割り数、人口割り数のとらえ方においていろいろ形態変更をする中で検討をいたしたところでございます。算定過程詳細は説明を省略させていただきますが、人口比率の関係における石巻市への偏りを防ぐとともに、地元密着性の強い社会教育事業ということ念頭に、地区選出基本割りに重点を置く中で、一定の人口比率要素を勘案、その結果算出されました人口割り分としての石巻市地区選出2名加算とした、各地区基本選出それぞれ2名を確保したところでございます。

次に、(3)主な社会教育関係認定団体に係る調整結果について申し上げます。社会教育関係認定団体に係る調整方針につきましては、同じページの(3)の主な社会教育関係認定団体欄の調整の具体的内容に記載してありますとおり、先の協議会において御承認をいただいていたところでございます。そのうちの、合併時までに調整する、

としておりました認定基準に係る調整結果について申し上げます。同じ欄の具体的調整結果、これを御覧願います。新市移行後の社会教育団体認定基準につきましては、現在の石巻市公民館の認定基準に統一する、としようとするものでございます。統一後の認定基準につきましては、あわせて記載をいたしておりますので御覧いただきたくお願い申し上げ、説明は省略させていただきます。

以上、社会教育事業の取扱いに係る合併時まで調整することとしていた2項目について、具体的調整結果としての説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありました、御質疑ございませんか。

(千葉(五)委員 挙手)

土井議長 はい、千葉(五)委員。

千葉(五)委員 ちょっと質問なんです、この校長会選出というのがありますけれども、高校から入らないというのは何か理由があるのでしょうか。

坂下教育専門部会長 この社会教育委員の認定要件でございますけれども、大きく分けて学校教育、社会教育関係者それから学識経験者、それからその他必要と認める者というような、大きな区分でいえば3とおりの区分で要件として考えられているところでございます。このうちの学校教育、社会教育関係者という中での、学校教育につきましての選出ということでございまして、組織的な部分で学校教育に携わっている者ということで小学校・中学校、これが校長会という組織がございますので、そこから選出するという形での校長会選出、小・中それぞれ1名の2名ということにしてございます。高校につきましては、学校教育関係ということで申し上げますと義務教育に中心をおいた中での選出という形で考えたところの小・中学校の校長会それぞれ1名ずつ、合計2名選出ということで調整したものでございます。

土井議長 よろしいですか。

千葉(五)委員 はい。

土井議長 そのほか、何かございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第36号 社会福祉協議会の取扱い(協定項目25 - 31)について

土井議長 次に、調整結果報告第36号 社会福祉協議会の取扱い(協定項目25 - 31)についてを議題といたします。

保健福祉部会から説明をさせます。

阿部保健福祉専門部会長 それでは、社会福祉協議会の取扱い(協定項目25 - 31)について御説明いたします。

228ページ、229ページお開き願います。

社会福祉協議会の取扱いについては、社会福祉協議会に対する補助、委託事業、施設管理運営、各社会福祉事業団体の事務事業などについては、合併時まで調整するというものでしては、具体的調整内容といたしましては、運営費補助といたしましては、当面は、平成16年度の補助金を基準といたしまして補助いたします。事務施設管理といたしましては、事務施設費は無償貸与といたしまして、維持管理体制は現行どおりといたします。なお、介護保険事業、介護事業所部分の維持管理費については、平成18年度以降は社会福祉協議会の負担に統一いたします。あと、受託事業といたしましては、現在委託しております事業については、基本的に現行どおり新市に引き継ぐことで委託いたします。ただし、寝具等乾燥サービス事業の事務委託、家族介護用品の事務委託、配食サービスの事務委託、ミニデイサービスの事務委託、生活相談事業及び一般ボランティア事業の委託事業は廃止いたします。これについては、業者に一括してお任せをいたしまして、行政側で委託料等使用料をお支払いするという形に考えております。なお災害ボランティア育成補助金として、現行の補助金相当額は補助いたすことで調整いたしております。次に、施設管理運営でございますが、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、福祉活動センター、福祉作業所等の施設管理運営については、現行どおり継続いたすことといたしまして、委託料、補助金についても現行の算定基準のとおりといたします。また、管理運営費の負担は、現行どおりといたします。

次のページなんですけども、各種団体の事務取扱業務についてでございますが、民生委員協議会については、事務局を社会福祉協議会に置くことを基本といたしまして、あわせて組織の統一について社会福祉協議会に要請することといたします。次に、身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会につきましては、事務局、組織の統一については社会福祉協議会に要請することといたします。次に、老人クラブ、遺族会、傷痍軍

人会、母子福祉会については、事務局を社会福祉協議会に置きまして、あわせて組織の統一について社会福祉協議会に要望することといたします。職親会につきましては、現行どおり継続いたしまして、事務局を社会福祉協議会牡鹿支所（仮称）へ継続設置を要請することといたします。次に、社会を明るくする運動実施委員会につきましては、事務局を社会福祉協議会に置きまして、あわせて組織の統一について、社会福祉協議会へ要望することといたしております。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第37号 防犯関係事業の取扱い（協定項目25 - 34）について

土井議長 次に、調整結果報告第37号 防犯関係事業の取扱い（協定項目25 - 34）についてを議題といたします。

総務部会から説明をさせます。

大槻総務専門部会長 それでは、防犯関係事業の取扱いにつきまして234ページから235ページを御覧いただきたいと思っております。

未調整でございました防犯協会の調整方針の組織については、合併時までには調整する、としてございました具体的調整結果につきましてでございますが、記載のとおり、まず名称でございますが「石巻市防犯協会連合会」といたしまして組織をし、警察署が事務局となっております地区防犯協会連合会につきましては、現行どおり新市の管内の石巻署、河北署単位の組織となるものでございまして、両警察署と協議をしているところでございます。なお、石巻市防犯協会連合会につきましては、次のページに組織図を掲載してございます。この組織図のとおり、本庁及び各総合支所管内を7つの支部に分けまして、従来の支部については分会といたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

以上でございます。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありましたが、御質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

土井議長 ないようですので、調整結果について御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

・調整結果報告第19号 補助金・交付金の取扱い(協定項目17)について(回答)

土井議長 以上で、本日の調整結果報告事項は終わりますが、前回の協議会において、補助金の取扱いのところで、桃生町議会議長の若山委員から保護司会の事務局についての質問があり、答弁を保留しておりましたので、保健福祉専門部会長から報告をさせます。

阿部保健福祉専門部会長 それではお答えいたします。

前回、若山委員からお話があったとおり、現在石巻地域には石巻地区保護司会と桃生地区保護司会の2つの保護司会がございまして、現在所管しております法務省の仙台保護観察所が調整役になって、新市誕生にあわせて1つになる方向で協議が進められているところでございます。

そのような中で、去る1月14日に石巻地域の合併に対応した地区保護司会のあり方に関する連絡協議会が開催されまして、所管の部会長として私も出席したところでございますが、合併後の保護司会に対する補助金の取扱いなどを説明させていただいたところでございます。その席上におきましても、地区保護司会の事務局業務を新市で担っていただけないかという話がございました。更正保護業務は国・法務省の業務でございまして、実際の保護司の業務も保護観察所の所掌に属する事務を担当しておりますことから、当該事務局業務を新市の業務として位置付け処理するのは難しいのではないかと考えておりまして、その旨をお話させていただいたところでございます。また、事務局のスペースの提供だけでも配慮してもらいたいというお話もございましたが、御案内のとおり市役所は大変手狭で、通常の執務スペースを確保するのがやっとの状況でありますことから、御要望に応えるのは大変難しいのではないかと考えております。

なお、本日午後に第2回連絡協議会が予定されておりますが、再度当方の状況などを御説明させていただくとともに、石巻市内に所在する法務省関係機関での対応ができないかとの善後策を提案させていただきたいと考えております。

よろしくお願いたします。

土井議長 ただいま部会長から報告がありましたが、若山委員よろしゅうございますか。

若山委員 はい。

土井議長 それでは、そのようなことでよろしく願いをいたします。

(3) その他

・第27回石巻地域合併協議会の日程について

平成17年2月24日(木)午前9時30分～ 石巻ルネッサンス館

土井議長 次に、議事の(3)その他に移ります。

はじめに、第27回協議会の日程についてを事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、次回第27回の協議会の日程でございますが、本日お配りいたしました薄い次第のところを書いてございますが、2月24日、木曜日、午前9時30分から、会場につきましてはこの場所ということをお願いしたいと思っております。

以上です。

よろしくお願い申し上げます。

土井議長 ただいま事務局より説明がありましたが、御質問等はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、次回は、2月24日開催といたします。

・上水道事業の取扱いについて(水道企業団との協議状況報告)

土井議長 ここで私の方から一言説明をさせていただきますが、上水道事業の取扱いについて、水道企業団における協議状況を報告させてもらいたいと思っております。

矢本町及び鳴瀬町との協議を踏まえ、料金は現行の企業団料金に統一をする。経営統合する6町分の施設整備事業費の負担については、新市(新石巻市と東松島市)において調整する、ということになりました。なお、具体的取扱いについては、次回の協議会で報告させていただきますが、御意見、御質問はございませんか。

(阿部(純)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(純)委員。

阿部(純)委員 ただいま、植松総務担当次長の方から次回の日程説明あったんですけども、私も残された協定項目の確認をその24日の日にやるということでは認識しておりましたので、あえて申し上げませんでした。ただいま土井会長の方から、これまでの矢本町、鳴瀬町との水道事業の協議の結果を報告いただきましたけれども、私はその他というこの席でぜひお願いしたいということがかねてからございました。

1つは、これまでの参与会議での結果を時系列的にその要点をぜひ取りまとめてい

ただきたいということが1つと、それから上水道のそういった専門部会で担当部が調整した内容で、どの部分が矢本町、鳴瀬町でネックになって調整がつかないのか、その点についてもぜひ関係資料を提示していただきたいということでございますので、実際の議論は次回24日の席でしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

土井議長 はい、分かりました。

そういう取り運びにさせていただきたいと思います。

## 5. その他

土井議長 以上で、本日予定いたしました議事はすべて終了となりますが、委員の皆様方から何かございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 他にないようですので、これで本日の議事を終わらせていただきますが、事務局から連絡事項がありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

司会 事務局からの連絡事項でございますが、次回の会議日程につきましては改めて文書で御通知申し上げますのでよろしくお願いいたします。

## 6. 閉会

司会 以上をもちまして本日の日程の一切を終了いたしましたので、第26回石巻地域合併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成17年2月24日

石巻地域合併協議会

署名委員 千葉 貞雄

署名委員 高橋 冠